

令和 8 年度 健康づくり研究助成「あさを賞」応募要領

公益財団法人群馬県健康づくり財団は、本応募要領及び別に定める公益財団法人群馬県健康づくり財団健康づくり研究助成「あさを賞」助成金交付要綱に基づき、県民の健康増進又は疾病予防等、健康づくりに役立つ調査研究を行う個人又はグループに対して、選考の上、健康づくり研究助成「あさを賞」を交付しますので、希望する個人又はグループは期日までにご応募ください。

1 助成対象者

群馬県内に在住又は勤務している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、過去 5 年間に助成を受けた個人又はグループについては、原則として助成対象外とする。

- (1) 公衆衛生活動に関心があり、かつ、健康づくりに関して調査研究している個人又はグループ
- (2) 保健衛生団体に勤務している個人又はグループ
- (3) 県又は市町村職員で、公衆衛生活動に取り組んでいる個人又はグループ
- (4) 県内の教育機関あるいは企業に勤務し、公衆衛生活動に取り組んでいる個人又はグループ

2 助成対象研究課題

公衆衛生全般とし、時代の要請にあった研究課題であるとともに、地域における県民の生活に密着した内容であるものとする。また、顕著な助成効果や関係学会所属研究者においては当該学会における発表など、社会的、公的評価が期待されるものとする。

ただし、他の団体（国及び地方公共団体を含む。）からの助成を受ける研究課題（予定を含む。）又は助成を受けられる可能性が高いと認められる研究課題は助成対象外とする。

3 申し込み方法

所定の応募申請書に記入の上、研究計画書及び関係資料を添えて提出する。

4 選考

提出された応募申請書により、「あさを賞選考委員会」が選考・審査し、決定する。

なお、交付が決定された場合、予算についても同時に審査し助成額を決定するため、応募申請書の説明欄もしくは別紙にて、各科目の詳細な使途を明記すること。

5 助成金

審査の結果、助成金を交付する

- (1) 1 件 5 0 万円を上限とし、「あさを賞選考委員会」で必要と認めた額を助成する。
- (2) 原則精算払いとするが、事前に必要な場合は 3 0 万円を上限とし助成額の 3 分の 2 以内を概算払いする。

概算払いの希望がある場合、応募申請書にて事前にその旨を明記すること。

(3) この助成金は助成対象研究課題を行うにあたり、直接要する経費についてのみ使用することができる。

(4) 助成金の概算払いを受けたのち、助成金の対象外とすべき経費が含まれていることが判明した場合は、その額を返還するものとする。

(別添「あさを賞」助成金対象外の例示を参照)

6 調査研究活動期間

原則として、交付決定日から1年以内とする。なお、研究課題の内容により、調査研究期間が1年以上必要と認められる場合には、要綱に定める所定の調査研究計画変更願を提出し、当財団の承認を得た上で、延長（上限2年間）することができる。

7 調査研究計画の変更・中断

調査研究計画に変更があった場合は直ちに調査研究計画変更願を提出し、当財団の承認を得なければならない。

また、調査研究計画が中断された場合も直ちにその旨を届け出、当財団の指示に従うものとする。

8 報告

助成の対象となった調査研究活動の成果については、令和10年2月13日までに、当財団あて要綱に定める所定様式により報告すること。併せて、助成金の使途について記録した収支精算書と領収書を添付すること。

調査研究期間が1年を超える場合には、当財団の承認を得た上で、中間報告を令和10年2月13日までに要綱に定める様式により報告すること。

なお、提出された報告書は当財団のホームページ及び群馬県と当財団が共催する「群馬県地域保健研究発表会」の抄録集に掲載する。また、同研究発表会において研究発表を依頼することがある。

9 個人情報の取扱い

本助成に関して取得した個人情報は、助成選考作業や助成の可否等、本助成に関する業務に必要な範囲に限り使用する。

本助成が決定した場合、助成対象者、研究課題名、助成金額等を公開することがある。

本助成に関して取得した個人情報は、法令で認められる場合を除き、本人の同意なく上記の目的以外に使用することはない。

10 応募締切日

令和8年11月7日（金）必着

11 採否発表予定

令和8年12月 下旬

1 2 発表方法

審査の結果については、直接申請者あて通知する。

1 3 応募先

〒371-0005 前橋市堀之下町 16-1

(公財) 群馬県健康づくり財団 総務部 企画広報課内 あさを賞係

TEL : 027-269-7820 / FAX : 027-269-8928 / E-mail : kikaku@gunma-hf.jp

なお、本応募要領及び公益財団法人群馬県健康づくり財団健康づくり研究助成「あさを賞」助成金交付要綱は当財団ホームページ (<https://www.gunma-hf.jp/>) にも掲載する。

「あさを賞」助成金対象外の例示

汎用性のある 10,000 円以上の O A 機器・備品等
パソコン
プリンター
タブレット
カメラ
I C レコーダー
外部記憶装置（外付ハードディスク等）
プロジェクター
統計ソフトなどのソフトウェア
その他汎用性のある O A 機器・備品等

高額な費用
宿泊費 13,100 円/1 泊 を超える料金（下記の地域） ※東京 23 区、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、川崎市、 名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市 11,800 円/1 泊 を超える料金（上記以外の地域） ※超えた場合、差額分は自費とする。
交通費 グリーン車やビジネスクラス等特別料金がかかるもの 車は 1 k m = 25 円を超える料金
一般的な市場価格からかけ離れた価格の消耗品費
高額な書籍の多数購入
時給 1,200 円を超える賃金
その他社会通念上、適正と見なされない費用

その他
団体の会費、寄附等
助成金交付決定日以前の支出
調査研究活動期間終了後の支出
領収書がないものや、内訳等がなく支出内容が不明なもの
研究成果を発表するための経費（学会の参加費、旅費、論文（英文含む）の校正、論文投稿費）で、その総額が助成額の 1 0 分の 1 を超えるもの
研究発表を伴わない学会参加費用
講師や協力ボランティアを含まない会合等での飲食代（会議費）

※ 疑義がある場合、応募要領の 1 3 .応募先まで照会のこと。